

日置市小規模校入学特別認可制度実施要項

1 特認校制度の趣旨と目的

特認校制度（小規模校入学特別認可制度）とは、豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、自然に触れ合う中で学ぶ楽しさと、思いやりに満ちた豊かな人間性を培いたいと希望する保護者とその児童・生徒に一定の条件を付して、通学区域を超えて入学や転学を認め、地域及び小規模校の活性化を図ることを目的とする。

2 特認校入学（転学）の考え方

日置市内に住所を有する児童生徒の学校指定は、市教育委員会が定めた通学区域により学校を指定しているが、特認校制度は保護者が特認校制度の趣旨や目的を理解し、小規模校の有する特性の中で教育を受けさせたいと希望する場合に限定する。

したがって、保護者が入学（転学）を希望する場合は、別に定めた入学（転学）条件を十分理解した上で、市教育委員会の指定する学校に限り認めるものとする。

3 指定する学校

児童生徒数や学級数の現状を考慮して、次の学校を特認校として指定する。

| 学 校 名 | 住 所 | 電話番号 |
|--------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 飯牟礼小学校 | 〒899-2522 日置市伊集院町飯牟礼 1049-1 | TEL 099-273-2580 FAX 099-273-2581 |
| 土橋小学校 | 〒899-2516 日置市伊集院町土橋 1377 | TEL 099-273-9331 FAX 099-273-9336 |
| 土橋中学校 | 〒899-2522 日置市伊集院町土橋 1350 | TEL 099-273-9230 FAX 099-273-9240 |

4 指定する学校へ転学できる学校

指定する学校へ転学できる学校は、伊集院小学校、伊集院北小学校、妙円寺小学校、伊集院中学校、伊集院北中学校とする。

5 入学（転学）の条件

(1) 保護者の申込み

制度の趣旨に沿ったものであるか、入学が適当であるかどうかを面談のうえ判断することとし、保護者は市教育委員会学校教育課に申請する。ただし、小学校新1年生及び市外からの転入生については、児童生徒同伴で申請する。

(2) 通学上の条件

原則として、自力通学（路線バス通学を含む）できる児童生徒とする。

(3) 保護者の協力

児童生徒が正規の通学区域を超えて遠距離の学校に通学することから、登下校における安全確保、学校の諸活動への協力、PTA活動への協力が得られること。

(4) 入学（転学）の期間

1年以上の通年通学に限る。なお、申込み期間は1年間とし、次年度も継続する場合は、再度申請を行うこととする。

(5) 入学（転学）の取り直し

入学（転学）を許可した後、申込みの事実と異なっていたり、趣旨や目的に合わなかったりして、学校の教育活動に支障が生じたりした場合には、入学（転学）を取り消すことができる。

6 募集要領

(1) 募集期間

毎年1月10日から2月15日を原則とする。

(2) 入学（転学）の決定

2月末日までに保護者へ決定通知を送付する。

(3) 学校見学等

いつでも特認校の見学、参観、体験入学を受け入れることとし、希望の方は直接当該学校長へ連絡する。

(4) 申込み、問い合わせ先

日置市教育委員会学校教育課（日置市中央公民館2階） TEL 099-273-2111